

令和2年1月定例総会

令和2年1月7日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成31年度第10回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年1月7日(火) 午前10時00分から11時00分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
推進委員	1番	岡田 弘重
	2番	池田 克彦
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (1人)

4番 橘 なぎさ

5. 議事日程

議案第1号	農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について
議案第2号	農地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第3号	農地利用配分計画(案)についての意見聴取
議案第4号	農業振興整備計画に係る農用地区域からの除外についての
議案第5号	その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐
農業係長	出口 直人

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、1月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。

橘委員より欠席との届けがありましたので、連絡いたします。

それでは、議事に移ります。

議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について

議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取

議案第4号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外についての
意見聴取

議案第5号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名人として

2番 岡崎委員

2番 山本委員 の2名を指名します。

議長
(中山会長)

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名をうけてから発言をお願いします。

それでは

議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について

事務局からの報告を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第1号 農地法第18条の規定による利用権の合意解約の報告について ご説明いたします。

議案書2ページと3ページをお願いします。

貸人及び借人の氏名及び住所は議案書に記載のとおりです。下益野の田で面積が2,478㎡です。

合意解約の理由としましては、現在の耕作者が経営規模縮小により当該地の耕作を辞めるため、双方合意のうえ解約に至りました。解約後は、担い手に利用権を設定し、耕作する予定で調整がついており、この後の議案第2号により所有権移転の審議を行います。

報告は以上です。

議長

以上で、報告が終わりました。本件は報告事項ですので、ご質問がなければ次

の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

はい

議長

それでは、次の議案に移ります。
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
①から③までありますので、①から順に審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局
(出口)

はい。議案書4ページをお開きください。
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について①
申請番号1-069から1-070についてご説明いたします。
借受人地区貝ノ川郷、氏名住所は記載のとおりとなっております。認定所在地は
記載のとおり、地目はすべて田で、面積は4筆合計で1,581㎡。作物は、サツマイ
モを予定しています。始期につきましては、2020年1月11日から終期は2030年
1月10日までとなっております。賃料については使用貸借のため発生しておりませ
ん。借受人の状況については、氏名のところに記載がありますが、集落活動セ
ンターで今回栽培をするものです。集落活動センターは今のところ任意の団体と
なっておりまして、法人格を持っておりませんので、組織として借受することができ
ません。ですので今回、代表の方が借受される予定となっております。現在下川口
家では、ここ以外でシークワサーとイタドリの栽培を行っております。
5ページに航空写真、現況写真を添付しております。ちょうど今回の農地の下に
ちょっと大きいところがあるんですが、そこでシークワサーをしてまして、その北
側になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

上野委員

活動センターがやっている場所の隣です。よろしくお願いします。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。本件について、質疑、意見のある
方は挙手をお願いします。

山本委員

下川口集落活動センターで活動しているので良いと思うんですが、今まで過去
にした、イタドリの加工していくとか、シークワサーはまだ育てている段階だと思
うんですが、経過はどんな感じですか。

事務局
(出口)

はい、事務局から、経過についてです。この事業は国の事業の山村活性化事業
というのを活用してまして、国費が100%の事業です。活動期間が平成30年度
から令和2年度までとなっております。30年度にシークワサー、イタドリの植付

を行ってですね、シークワサーについては、まだあと数年かかりますので特にありません。シークワサー(「イタドリ」の言い間違い)が、1回目はどうしても商品にはならないということで、来年度以降ですね、商品化とか、販売経路とかについても検討していきたいと思います。

山本委員 イタドリはどうなってますか。

事務局 (出口) イタドリが、来年度から、今年も採れたんですが、一番最初は全然商品化にならないということで、販路は、例えば下川口の直販所で販売したりとかですね、加工もしていくんですけど、そこは、高知県の農業団地というところが主体でやっていますので、そこも相談しながらですね、それから、土佐清水ワールド。東京だったり関西圏で営業をしている店でも、土佐清水市の特産として提案していけたらと思っています。

山本委員 わかりました。

議長 その他に意見はないですか。
ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について①について議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、続いて
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について②について事務局の説明を求めます。

事務局 (中山) それでは、議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について②をご説明いたします。議案書6ページをお願いします。
整理番号1-093 先ほど議案第1号でご報告しました、合意解約後の新たな耕作者との利用権設定となります。
位置図については議案書2、3ページをご確認ください。
借受人は議案書6ページに記載のとおりで、宗呂地区の担い手です。貸付人は奈良県在住の方で議案書に記載のとおりです。
耕作予定の作物は、水稻及び裏作のブロッコリーです。利用権の始期は令和2年1月10日、終期は令和7年1月9日の5年間となっております。利用権の種類は使用貸借となっております。
借受人の農業経営の状況としては、記載のとおりで、本件の農地面積と現在の耕作面積と合わせて85,908㎡(約8.6ha)となる予定です。

貸付人は県外在住で、先日帰省した際、借受人と初めて会い、利用権設定の意向を双方で固めましたが、その時点で貸付人は農地中間管理事業を知らなかったため、相対の利用権設定で申請が上がってきました。

事務局より農地中間管理事業の活用を勧め、説明など電話で貸付人とやりとりをしましたが、事業について自分でも勉強して、しっかり理解したうえでやりたいとのことで、今年は中間管理事業を使わずに結びたいとの意向でしたので、貸付人の意向を尊重して申請どおり相対で利用権を結ぶことになりました。

借受人は、下益野地区で2haほどすでに耕作をしており、地域からの信頼もあります。本件の利用権の設定について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員 　　事務局の説明のとおりです。

議案書に記載のように、借受人は下益野で約2haぐらい作っています。今回の田も、今耕作している田と隣接しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　　以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手の上、お願いいたします。

何かないですか。

委員 　　ありません。

議長 　　ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について②について議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

はい、挙手全員でありますので、本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、続いて
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について③について事務局の説明を求めます。

事務局(出口) 　　はい。議案書の別紙A3の大きい方をお願いします。ページ数は1ページから5ページになっております。

議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について③について申請番号1-071から1-092についてご説明いたします。

今回の内容としましては、下益野地区で、担い手との農地中間管理権の設定を予定しており、その前段の処理として、地権者と農業公社との間で利用権の設定

を行うものとなります。

2ページの整理番号1-071の面積3,068㎡と、3ページの整理番号083の面積409㎡、749㎡、866㎡、980㎡と4ページの整理番号085の面積2,731㎡278㎡と、整理番号91の面積1,992㎡、550㎡の農地を宗呂地区の〇〇さん、それ以外の農地は農事組合法人三崎さんを予定しております。

借受人については、公益財団法人高知県農業公社となります。認定所在地は記載のとおり、面積が合計49筆で62,726㎡の内の62,611㎡です。若干誤差がある分は、一部農地の中に倉庫が建っておりまして、その面積を省いた分の面積になります。地目については田となっております。

始期については、2020年1月11日から終期が2030年1月10日までの10年となっております。作物はすべて水稲となっております。賃料等については記載のとおり、各筆記載のとおりとなっております。

議案書の別冊の1ページ目に航空写真を添付しております。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば願います。

池委員 この案件は、令和元年12月の定例総会でも下益野、浜益野地区の審議をしていただいて、2回目の場所です。事務局の説明のとおりです。
審議のほどよろしく願います。以上です。

議長 質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

何かありませんか。

横山委員 このような集積化の計画、いろいろ農業のこれからの展望を見据えた上で大事なことやないかと思えます。是非、進めていただきたいと思えます。

議長 他にありませんか。
ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について③について議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、続いて
議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取 を行います。
担当者の説明を求めます。

事務局
(出口)

はい、議案書別冊の6ページ～11ページになります。
議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について ご説明いたします。
対象の農地といたしましては、前回12月の定例総会で農業公社と貸付人である地権者との間で利用権の設定を結んだ農地が6ページ～7ページのNo.1～36の農地36筆 51,105㎡と、今回1月の定例総会の、議案第2号で審議していただきました、8ページ～9ページのNo.1～No.40までの合計40筆 50,988㎡の農地となります。
本来であれば、12月に審議していただいた農地については、12月の配分計画(案)の聴取。12月の時に行えたら良かったんですが、申し訳ないです。抜けておりました。
全体として、借受人、農事組合法人三崎さんが耕作を行う面積が208,812㎡の内、今回中間管理機構を通じて利用権を設定する面積が12,093㎡となっております。
すみません。この面積ですが、300集計がずれておりました面積が208,512となっておりますが、208,812が正しいです。
で、この(B)中間管理権を通じて、利用権設定する面積が101,793となっておりますが、すみません、正しくは102,093です。

事務局長

何ページのどこか言うちゃってくれん。

事務局
(出口)

はい、6ページの一番上ですね。一番上の左上の耕作を行う面積Aと、内、中間管理機構を通じて利用権を設定する、面積Bの部分です。正しくは208,512が208,821です。Bの方が正しくは102,093となっております。
6ページ～9ページの配分計画(案)の中ほどの、設定する権利の期間についてはですね、所有者と農地中間管理機構が借受ける期間となっております。右側のちょっと分かりづらいですが、真ん中より若干右側の左の農用地等の借受見込みについての、設定する権利等の期間の始期につきましては、今回の配分計画(案)を農業公社の方に送付して、知事の告示があつてから、機構が借りている残りの期間までとなっておりますので空白となっております。
7ページの下段に選定理由書、12月分の選定理由書を付けさせております。
9ページには、この1月分の選定理由書を付けさせていただいております。
市内で農地中間管理事業を通じて、農地の集積を進めて行きたいと手を挙げられている、受け手の方の一覧を載せています。この中で、うちの基本事項から検討して、○が一番多い方を優先順位として配分したい、ということになっております。以上が三崎の、農事組合法人三崎の部分になります。
続きまして、10ページから11ページをお願いいたします。
借受人が宗呂上の○○さんで耕作を行う面積が58,863㎡で、内、今回中間管理機構を通じて利用権を設定する面積が、14,411㎡となっております。

10ページの上側が、12月に協議していただいた部分になります。No.が37～38の2筆合計2,788㎡。11ページの上側が今回1月分で審議していただいた農地で、No.41～49で9筆。面積が11,623㎡となっております。

10ページと11ページの下段に、選定理由書を付けさせていただいておりますので、ご確認ください。以上で説明は終わりたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員

議案書の〇〇さん、以前から耕作しているところですよ。以上です。

議長

何かほかに質問、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。
何かありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取
議案のとおり配分することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。本件は議案のとおり承認いたします。

それでは次に

議案第4号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外についての
意見聴取 を行います。①担当者の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての
意見聴取の①をご説明いたします。

議案書は8ページと9ページをお願いします。

区域からの除外を申し出る土地は、上野字カタシキレ、登記地目は田で439㎡
のうち16.51㎡になります。

登記名義人及び申請者は、記載のとおりです。

除外申し出の内容としまして、申請地請地は、KDDI株式会社の携帯電話無線
基地局用地として選定され、令和2年4月頃より着工予定となっております。本件
については、農地法第5条第1項ただし書き及び同項第8号の規定により、農地法
施行規則第53条第1項第14号に規定されている転用許可を要しない案件です。

議案と一緒に送付させていただいてました、農地法抜粋資料というのがある
と思うのですが、出していただけますでしょうか。2枚をホッチキス止めした農地法
抜粋と書いた分ですが。ありますか。よろしいでしょうか。

こちらの資料の1ページ目に第5条の条文を載せています。下線を引いて色も付
けてますけれども、農地を農地以外のものにするためには、農地法第5条に基づ

いて県知事の許可を受ける必要があります。

ただし、例外規定がありまして、その下の、「八 その他農林水産省令で定める場合」というのがありますが、これに該当する場合この限りではない。となっています。

農林水産省で定める場合というのを、抜粋の一番最後のページに今回のケースを載せております。農地法施行規則第53条の第1項の第14号として、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため第1号の権利を取得する場合」とあります。この第1号の権利というのが利用権であったりとか、所有権であったりする権利ですけれども、この例外規定に本件があたりますので転用許可が不要の案件となっております。

今回、審議していただく意見聴取なんですけれども、転用許可不要の案件なのですが、農用地区域内の農地である場合は、区域からの除外の手続きは必要となるため、今回、無線基地局設置に係る面積分である16.51㎡についての農用地区域からの除外申請を受けております。

通常は、転用が確実になされるか、審議のうえで除外の承認をいただいておりますが、本件は転用について確実性などの審議は不要となっております。

農用地区域とは、農業振興地域の整備に関する法律という法律に基づきまして、今後長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地として市町村が整備計画において用途を定めて設定する区域となっております。一体的な農業振興を図るために、農地の転用制限などの保護措置がとられている区域となっております。

通常、農用地区域の転用については、除外後に転用申請を行い県知事の許可を受けてからの着工、つまり転用行為を開始することになりますが、本件のような転用許可不要の案件については、除外は転用行為の前でも後でも構わないことになっておりますので申し添えます。

9ページには、位置図と無線基地局の設置イメージを載せております。

農用地からの除外についての意見聴取①の説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員

事務局の説明のとおりです。以上です。

議長

何かほかに意見のある方はいませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外についての
意見聴取について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。本件は議案のとおり承認いたします。

続いて

議案第4号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外についての意見聴取②について担当者の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取の②をご説明いたします。

議案書は10ページと11ページをお願いします。

区域からの除外を申し出る土地は、上野の字蕨川、登記地目は2筆とも田で、141㎡と67㎡合わせて208㎡です。

除外申し出の内容としまして、申請地は、申請者の亡くなった父から、その弟に土地を提供し、帰省時の居宅として平成17年に住宅を建築しました。

住宅建築当時、違反転用であることを知らず、転用許可を受けずに建築してしまったとのことで、今回顛末書が提出されています。今回の申請により農用地から除外し、除外後は5条転用申請を行い登記の名義と住宅の名義が同一になるように所有権移転したいとのことです。

10ページに位置図と11ページに現況写真を添付しております。

参考事項としまして、農地区分は10ha以上の集団農地ではなく、第2種農地と判断しております。また、県に確認したところ集落接続が認められますので、例外規定として1種農地であっても転用可能であると回答を受けております。

住宅は平屋建てで周辺農地への日照の影響も最小限とし、雨水及び排水は側溝へ流しております。

違反転用についての顛末書の提出があり、除外後はすみやかに転用許可申請を行う予定としております。

農用地からの除外についての意見聴取②の説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員

現地確認を事務局と中山会長と3人で行いました。事務局の説明のとおりであります。位置については市道益野三原線で上野に入って、益野川に架かる一号橋の手前、40mほど手前の左側です。以上です。

議長

本件について質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

山本委員

これは、何年も前から建っているようですが、どうして今になって違反であることが分かったんですか。新たに……

事務局
(中山)

はい、この件なんですけども、所有権を今の持ち主の方から家の持ち主の方に移したいとなった時に、農地なので農業委員会の許可がないと移せないということになり、最初は非農地証明の申請がありました。それで、事務局から担当の池さんと、会長がたまたまいらっしゃったので一緒に見ていただきました。

住宅の建ったのが平成17年ということで、17年の建築ですと、市の非農地証明基準に達しないので、非農地証明を出せないということになりました。そのため転用許可を取ってもらうことになり、その時に農用地であることが調べて分かりましたので、先に農用地区域から除外をしておいてからでないでないと転用申請がだせないで、今回、除外の申請ということになりました。

山本委員

はい、分かりました。

議長

何かほかに意見のある方はいませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第4号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外についての
意見聴取について ②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。本件は議案のとおり承認いたします。

それでは次に移ります。

議案第5号 その他の件について

本日は事務局より追加議案が上がっております。その他の件で審議したいと思いますが、皆さんの異議はありませんか。

委員

ありません。

議長

それでは 追加議案について 事務局より説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、事務局から説明をさせていただきます。議案が多いですが、追加議案ということで審議していただけるということで、ありがとうございます。あらかじめ席の方に追加議案の議案書を配布しておりますが、皆様、お手元にありますでしょうか。

それでは、追加議案 農地法第5条の申請に係る意見の審議について
ご説明いたします。追加議案の議案書1ページから3ページとなります。

まず、1ページから、申請番号14番、申請人の住所氏名等は記載のとおりで、事由は使用貸借による転用です。昨年10月に農用地からの除外の審議をしていた

でしたが、昨年12月26日付で除外手続きが完了しております。土地の表示は記載のとおりで、地目は登記・現況共に畑、面積は494㎡です。

2ページが現地、位置図と現況写真となっております。

1ページに戻っていただきまして、転用の目的は二世帯住宅の建築で、権利設定の内容としましては、県道拡幅工事の用地買収に伴い、申請人の現在の住居が立ち退きとなるため、新たな住居用地として選定した本件土地について、転用申請を行うものです。

資金は自己資金と借入金により建築します。

2ページに位置図と現況写真をご確認ください。図に示した通り、周囲は自己所有の畑と、所有者の同意のある畑となっております。

続いて3ページの意見書をご覧ください。

申請に係る事項は重複しますので割愛します。左側の中ほどから下ですが、農地転用に関する許可基準からみた意見としまして、申請地は農用地からの除外が完了し、10ha以上の集団農地でもありませんので、農地区分としてはその他の農地(第2種農地)と判断しております。

その下の○を付けているところですが、検討事項として、すべて適当または確実に○を付けております。その右に意見決定の理由を記記載しております。

・申請人の現在の住居は、県道拡幅工事に伴う用地買収により立ち退きとなるため、早急に新たな住居を構える必要がある。用地として近隣の土地を検討したが、相続未登記等で取得が難しく、自己所有の申請土地を選定した。

・資力は自己資金及び融資証明等により確認しました。

・転用行為の妨げとなる権利を有するものはありません。

・許可後、すみやかに住宅建築を行う予定です。

・建築確認については現在申請中となっております。

・住宅建築に必要な面積のみ転用する予定となっております。

・宅地造成のみの転用ではなく、隣接農地の所有者の同意あり。農道を挟んで向かいの151番の農地は傾斜があり、日照や排水等の営農条件に支障はないと判断しております。

・一時転用ではありません。

以上により、本件は10月の除外の審議の際にも、除外後の転用を前提に審議をしていただいております。

総合意見として、本申請に係る転用を土佐清水市農業委員会として妥当と認める、としておりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

中山委員

現地確認に事務局と一緒に去了。自分の土地であり、周囲も自分の土地でするので問題はないと思います。

議長

議案についての説明が終了しました。本件について質疑、意見のある方は挙手

の上お願いいたします。

何かありませんか。

横山委員

県道の拡幅工事のための立ち退きということで、やむを得んことであって、ここあるように色々と土地も探したようですが、最終的に今の所でということで、どうこう反対することもないんじゃないですか。

議長

その他ありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

追加議案 農地法第5条の申請に係る意見の審議について
議案のとおり意見書を提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。よって本件は議案のとおり意見書を提出いたします。

それでは次に

追加議案 非農地証明の審議について
事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、追加議案の4ページ 非農地証明の審議について ご説明いたします。追加議案書4ページと5ページとなります。

申請番号20番、申請人及び申請地の所在地番は記載のとおりです。登記地目は田、面積は514㎡です。

申請地は、日照不良で圃場条件が悪いことから、耕作する者がおらず20年以上経過し、南側から竹が侵食しています。10月定例総会において非農地判断を前提として、農用地からの除外の審議を行った後、除外手続きが令和元年12月26日の告示をもって完了したため、非農地申請を行うものです。

4ページ下の位置図をご覧ください。申請地は、加久見の国道から南側の山のそばに位置しており、その右の写真に申請地の区画を示しております。それぞれ丸数字は、5ページの現況写真の撮影方向となっております。

申請地の南側の隣接農地もすでに山林化しており、そこから竹が侵食してきています。農地復旧できたとしても、冬場ほとんど日が当たらないなど圃場条件が悪く、これまで長年耕作放棄されてきた経緯から、農地として再び活用されるのは難しいと思われれます。

以上、10月の除外の審議の際にも、除外後の非農地証明を前提として審議をしていただき、承認をいただいておりますが、非農地証明の交付について、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局より議案についての説明が終わりました。これより意見を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中山委員 申請地は、加久見のジャガイモを植えた畑のすぐ南側で、ジャガイモを栽培する時に何人かの委員さんに見ていただいたところです。よろしくお願いいたします。

議長 何か意見ありませんか。

山本委員 この、山の下竹の所ですか。何年も耕作していないわりには草が低いと思うんですけど。

中山委員 竹が繁殖して、生えて倒れてきて、僕の地区なもんで、水路の掃除で側を刈るときに竹なんかもタケノコのうちに刈って、真ん中の辺りまでは刈ってます。

横山委員 仮にこれが農地から除外した場合、隣の農地に影響はないがですか。

中山委員 水路がありまして、幅4mくらいの道路がありますので。写真では見えておりませんが山の方に農地があるがですが山林化しておりまして、もう全然30年以上作ってません。

宮上委員 日照不足やの、ここはの、山の側やけん。

中山委員 冬は全然。

議長 何かないですか。

ないようですので、これより採決に移ります。
追加議案 非農地証明の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは追加議案を終了し、次に移ります。

その他の件

①次回開催日について
次回の定例総会は、令和2年2月6日(木)
時間と会場は後日お知らせします。

②その他

その他に何かありませんか。

事務局から法令遵守の申し合わせ決議について説明します。

事務局
(中山)

すみません、ちょっと今日議案が多くて長時間になってますけれども、もう少しお付き合いください。

議案書と一緒に2枚綴りの申し合わせ決議についての書類を送らせていただいております。農業委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議というものですが、お手元にありますでしょうか。

昨年、農業委員の収賄容疑での逮捕など、不祥事が続いたことを受けまして、全国農業委員会長代表者集会におきまして、農業委員の綱紀粛正の徹底についての申し合わせ決議がもたれました。それがこのお配りした1枚目の分です。

で、その場で各農業委員会において法令遵守の決議を行うことが決定されたので、今回2枚目に農業会議から示された案を基に、土佐清水市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案というものを作成しております。

皆様におかれましては重々分かっていることとは思いますが、今回決議をお願いしたいと思います。長くなりますが読ませていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月7日 土佐清水市農業委員会

今、読ませていただきました決議案について、ご意見をいただきまして、特に問題、異議がなければ、土佐清水市農業委員会の申し合わせ決議として、報告したいと考えております。なお、申し合わせ決議に書いております、研修等の実施につきましては、今後2月以降に実施する予定としております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

この件に関して、何か意見はありませんか。

ないですかね。それでは原案通り。

事務局
(中山)

すみません、もう一件、今日お配りさせていただいてました、農作業料金・農業労賃に関する調査票というものがあつたと思います。事務局サイドには封筒の付いてないもの、あと、中立委員さんは特に回答しなくて良いので封筒を付けてませんが、農業者の皆さんには、封筒付きで調査票と、あと、記載例と、依頼文書をホッチキス止めしたものをお配りしていると思います。

こちらにつきましては、毎年、事務局の方に調査依頼が農業会議の方から来てまして、その都度、法人とも関わりのあります岡崎委員に聞き取り調査をさせていただいたりとか、他の委員さんにもお聞きしたりとかして、聞き取りでやっておりましてが、農業会議の方から、総会等で諮ってから提出してください。ということで、今回依頼文がありましたので、本日お配りして、持って帰っていただいて、自分に関係するところ、例えば雇用者がいるところは雇用労賃とかわかると思いますので、それを書いていただいて、返信用封筒に入れて20日ごろまでに事務局に送り返してください。果樹とかもあるので、わからないところは空欄でかまいませんので、地域相場がわかる分、雇用労賃がわかる分について記載して送っていただきたいです。それを事務局で取りまとめまして、だいたい土佐清水市の地域相場ということで、金額を算出してから、2月の定例会、また、皆さんにお示ししてから報告をしたいと考えております。

また、書き方とか分からないことがあれば、事務局の方に連絡をもらえれば、私の方で聞いてから回答するようにしますので、ご協力をよろしくお願いします。返信用封筒を付けてますので、書けましたら送ってください。

以上です。

議長

他にありませんか。

ないようですので、これをもって1月定例総会を閉会いたします。